

## あなたが使える制度お知らせサービス 通知対象制度一覧（令和5年10月時点）

No.	制度名	制度概要
1	乳児一般健康診査	乳児の病気の予防、早期発見や健康保持・増進を目的とした健康診査を実施します。
2	特定健康診査	40歳以上74歳までの国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病を予防するために特定健康診査を実施します。
3	健康診査	後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、高齢者の特性から、生活習慣病予防及び介護予防のために、健康診査を実施します。
4	一日人間ドック費用助成	35歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等の早期発見、早期治療を通じて健康の保持増進を図るため、人間ドック健診費用の一部を助成します。
5	脳ドック費用助成	40歳以上5歳ごとの年齢の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者を対象に、脳血管疾患の早期発見のために、脳ドック健診費用の一部を助成します。
6	肺がん、大腸がん検診	40歳以上の方を対象に、肺がん・大腸がんの早期発見、早期治療を図るため、検診を実施し、費用の一部を助成します。
7	前立腺がん検診	50歳以上5歳ごとの男性を対象に、前立腺がんの早期発見、早期治療を図るため、検診を実施し、費用の一部を助成します。
8	骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に、骨粗しょう症の早期発見、早期治療を図るため、検診を実施し、費用の一部を助成します。
9	歯周病検診	40・45・50・55・60・65・70歳を対象に、歯周病の早期発見、早期治療を図るため、検診を実施し、費用の一部を助成します。
10	胃がんリスク検査 (ピロリ菌検査)	20～39歳で過去に未受診の方を対象に、将来胃がんを発生するリスクの検査を実施し、費用の一部を助成します。
11	水痘（水ぼうそう）	水痘（水ぼうそう）の感染や重症化を防ぐための予防接種で、1歳から2歳の間に2回接種します。

## あなたが使える制度お知らせサービス 通知対象制度一覧（令和5年10月時点）

No.	制度名	制度概要
12	麻疹・風しん	麻疹（はしか）と風しんの感染や重症化を防ぐための予防接種で、1歳の間と小学校入学前年度にそれぞれ1回接種します。
13	二種混合（ジフテリア・破傷風）	ジフテリアと破傷風の感染や重症化を防ぐための予防接種で、11歳から12歳の間に1回接種します。
14	(追加) 日本脳炎（2期）予防接種	日本脳炎の感染や重症化を防ぐための予防接種で、9歳から12歳の間に1回接種します。
15	高齢者肺炎球菌予防接種	肺炎球菌による肺炎の重症化を防ぐための予防接種で、過去に1度でも接種を受けたことがある方は対象外となります。
16	産後ケア事業	育児などに不安があり、サポートが必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師が心身のケアや育児指導を実施します。
17	妊産婦歯科健診	出産後は、むし歯や歯周病（歯周疾患）になりやすく、進みやすい条件が重なる時期であるため、産後の方を対象に歯科健診を実施しています。
18	心身障害児童福祉手当	重度の心身障害児童（20歳未満）の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護している保護者に対して支給される手当です。
19	特別児童扶養手当	精神または身体に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童を監護・養育している保護者に対して支給される手当です。
20	(追加) 精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを認定する制度です。更新（有効期限2年間）手続漏れを防止するため、有効期限の到達前にLINE又はメールでお知らせします。
21	(追加) 自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患により継続的に通院医療を受けている方の医療費の自己負担が原則1割になる制度です。更新（有効期間1年間）手続漏れを防止するため、有効期間が満了する前にLINE又はメールでお知らせします。
22	児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、子が健やかに育つために役立てていただくよう支給される手当です。なお、この制度のお知らせを受け取るためには、住民税の所得情報等のうち、扶養情報、寡婦（夫）情報、総所得金額等の本人同意が必要となります。

## あなたが使える制度お知らせサービス 通知対象制度一覧（令和5年10月時点）

No.	制度名	制度概要
23	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭などの母又は父等、その子どもの医療費を助成します。なお、この制度のお知らせを受け取るためには、住民税の所得情報等のうち、扶養情報、寡婦（夫）情報、総所得金額等の本人同意が必要となります。
24	JR定期乗車券の割引制度	児童扶養手当受給者及び同一世帯員の方がJR東日本の通勤用定期乗車券を購入するときに3割引きで購入ができる制度です。
25	家庭生活支援員の派遣	母子家庭、父子家庭及び寡婦（ひとり親家庭等）が、就労活動など自立促進に必要な活動する場合やケガや病気などにより一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事援助や子の保育を行う制度です。なお、この制度のお知らせを受け取るためには、住民税の所得情報等のうち、寡婦（夫）情報の本人同意が必要となります。
26	母子・父子・寡婦福祉資金	ひとり親家庭などの経済的自立を支援するための貸付を実施します。なお、この制度のお知らせを受け取るためには、住民税の所得情報等のうち、寡婦（夫）情報の本人同意が必要となります。
27	水道料金の減免	要件に該当する対象者に対し、水道料金の一部を減免する制度です。ただし、千葉市水道局給水区域（若葉区の一部及び緑区の一部）に限ります。なお、この制度のお知らせを受け取るためには、住民税の所得情報等のうち、課税・非課税情報の本人同意が必要となります。
28	下水道使用料減免申請	要件に該当する対象者に対し、下水道使用料の一部を減免する制度です。なお、この制度のお知らせを受け取るためには、住民税の所得情報等のうち、課税・非課税情報の本人同意が必要となります。
29	子育て世帯を支援するための市営住宅期限付き入居	経済的負担が比較的大きい世帯を支援するため、住宅に困窮する子育て世帯を対象に市営住宅の期限付き入居制度を実施しています。入居期間に10年間という期限を設けることによって継続的に子育て世帯を支援していくことを目的としています。なお、この制度のお知らせを受け取るためには、住民税の所得情報等のうち、給与所得金額の本人同意が必要となります。